令和5年2月以降の保険適用分となる
治療費の自己負担分を一部助成します

令和5年度山形県不妊治療費助成制度のご案内

山形県では、保険適用される不妊治療（「生殖補助医療」といいます。）の自己負担分に対する助成事業を実施しています。

1　助成対象及び助成対象治療

①公的医療保険が適用される不妊治療のうち、令和5年2月から令和6年1月の期間に、下記の治療を受けた方

事業の対象となる治療 （保険適用されるものに限る）	1回あたりの助成額（一律）
採卵術（卵子を採取できなかった場合も含む）	5万円
胚移植術	4万円
精巣内精子採取術	9万円

②申請する治療を行った日に山形県内に住所を有している方

※①、②両方を満たす方が対象です。

2　申請方法

必要な書類を揃えてお住いの地域の保健所（山形市は村山保健所）に郵送又は持参にて申請ください。県外の方は、申請する治療を行った日に住んでいた地域の保健所（山形市は村山保健所）に申請ください。申請期限は下記のとおりです。

申請する治療を行った日	申請期限（必着）
令和5年2月から4月	令和5年7月31日
令和5年5月から12月	申請しようとする治療を行った日の翌々月末日 （例）令和5年5月1日に採卵→7月末日まで
令和6年1月	令和6年3月15日

詳しくは、山形県ホームページにて「不妊治療」で検索
または
QRコードを読み取りください☛

〈発行〉山形県しあわせ子育て応援部子ども成育支援課（母子保健担当）
〒990-8570　山形市松波2-8-1　　☎023-630-2347